

京丹後市都市計画マスタープラン改定業務 特記仕様書（参考案）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、京丹後市（以下、「発注者」という。）が発注する京丹後市都市計画マスタープラン改定業務（以下、「本業務」という。）において適用する。

（履行期間）

第2条 契約締結の翌日より令和8年3月31日までとする。

（準拠法令等）

第3条 本業務は、本特記仕様書によるほか、以下に示す関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 都市計画法（令和4年法律第55号）
- (2) 都市計画法施行規則（令和5年国土交通省令第30号）
- (3) 都市計画運用指針
- (4) 京都府都市計画区域マスタープラン
- (5) 第2次京丹後市総合計画
- (6) 京丹後市都市計画マスタープラン
- (7) 都市計画基礎調査
- (8) 個人情報の保護に関する法律（令和5年法律第79号）
- (9) 京丹後市公共交通計画 等
- (10) その他関係法令・通達等

（業務の監督員及び指示）

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者が別に定める監督員と常に密接に連絡をとり、その指示に従わなければならない。

（配置技術者）

第5条 受注者は、配置技術者として、管理技術者、照査技術者を定め、発注者に通知するとともに、各技術者については、以下の通りとする。

- (1) 管理技術者は、受注者とプロポーザル参加表明日以前1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、技術士総合技術監理部門（建設 - 都市及び地方計画）、技術士建設部門（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有することとし、過去に同種業務に直接携わった経験を有することとする。
- (2) 照査技術者は、受注者とプロポーザル参加表明日以前1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、技術士総合技術監理部門（建設 - 都市及び地方計画）、技術士建設部門（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有し、かつ社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有することとする。なお、照査技術者は管理技術者と兼ねることができない。

(提出書類)

第6条 受注者は、本業務の着手にあたっては、以下の書類を提出し発注者の承認を受けるものとする。
また、その変更をしようとする時も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届
- (3) 経歴書
- (4) 作業予定表
- (5) 業務実施計画書
- (6) その他

(疑義)

第7条 本業務仕様書に明記されていない事項、またその内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 受注者は、本業務の実施に際し、必要となる個人情報との取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守することに加え、JISQ15001（プライバシーマーク）の認証を受け、適切に取り扱いができる事業者でなければならない。なお、本業務の参加申請時に申請書とあわせて資格証の写しを発注者に提出しなければならない。

(公的資格)

第9条 受注者は、適切かつ厳格な情報管理を行うため、関係法令、諸規則等を正しく遵守するほか、JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けた事業者でなければならない。
なお、本業務の参加申請時に申請書とあわせて資格証の写しを発注者に提出しなければならない。

(検査)

第10条 受注者は、委託業務完了時には納入成果品を整え、速やかに発注者の検査を受けなければならない。

第2章 業務内容

(目的)

第11条 本業務は、各上位・関連計画や社会環境の変化を踏まえ、都市づくりの方向性などの全体構想及び地域別構想の見直しを行い、「都市計画マスタープラン」を改定することを目的とする。

(対象区域)

第12条 本業務の対象区域は、京丹後市全域とする。

(現行計画の検証)

第13条 現在の都市計画マスタープランにおける各事業の進捗及び新規事業の意向を含む今後の展開について整理するものとする。

(全体構想の検討)

第14条 検討結果を踏まえて、下記の事項に関する本市全体におけるまちづくり方針を全体構想として整理するものとする。

- (1) 土地利用方針
- (2) 都市施設整備の方針
- (3) 景観形成及び自然環境保全の方針
- (4) 市街地・住宅地形成の方針
- (5) 都市防災の基本方針

(地域別構想の検討)

第15条 地域別構想の地域区分の考え方について、地域ごとのまちづくり像を明らかにするため、地域のとらえ方や地域区分の考え方を示し、既定の地域区分や住区設定との関連を明らかにした上で、地域区分を設定するものとする。

2 地域別まちづくり方針の検討について、全体構想の都市づくりの目標を踏まえ、地域ごとのまちづくりの課題や方針を設定するものとする。

3 都市拠点・地域拠点（都市計画区域外も含む）の整備方針の検討について必要な調査を行い、各拠点の機能分担や整備方針を設定するものとする。

(都市づくり推進方策の検討)

第16条 都市づくりにおける実現に向けたシナリオや、都市づくりの推進方策について見直しを行うものとする。

(用途地域指定の方針案の検討)

第17条 都市計画区域における用途地域の指定に向けた方針案の検討を行うものとする。

(報告書作成)

第18条 本業務にて検討した事項を反映した都市計画マスタープラン（案）を作成するとともに、以上の業務をとりまとめた報告書を作成するものとする。なお、令和6年度に実施した内容に関しては中間報告として発注者と協議の上、報告書を取りまとめるものとする。

(打ち合わせ協議)

第19条 本業務の実施にあたり、受注者は業務の円滑な遂行を図るため、発注者と密接な連絡を取るとともに、業務の進捗状況に応じて適宜実施するものとする。また、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第20条 本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープラン計画書

1 部

(2) 都市計画マスタープラン概要書	1 部
(3) 用途地域に関する指定方針（素案）	1 部
(4) 業務報告書（ファイル綴じ）	各 1 部
(5) 会議等資料	1 式
(6) 上記に関する電子データ	1 式